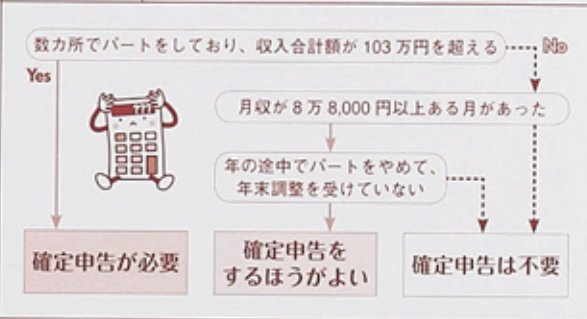




パート収入は どうなるの？

これまで専業主婦をやってきましたが、パートを始めました。あまりがんばると、税金の面で不利になると言われたのですが、どういう意味なのでしょう？

☑ チェック！ こんなときは確定申告



● 所得税はかからない？

パートやアルバイト収入には税金は関係ない、と思っている人がいますが、これは間違いです。パートやアルバイトの収入は「給与所得」にあたり、一定の額を超えれば税金を払う必要があります。その基準となるのが、**年間の収入金額が103万円あるかどうか**です。

所得税は基礎控除として38万円と、給与所得控除として最低65万円が認められているので、収入が合計**103万円以下であれば、所得税はかかりません**（基礎控除額以外の所得控除を0円と仮定した場合）。

基礎控除
38万円

給与所得控除
65万円



**103万円
までは無税です**

※年金収入の場合は、公的年金等控除として65歳未満は70万円、65歳以上は120万円となり、それぞれ108万円、158万円まで無税

内職の場合も同じで、「事業所得」または「雑所得」になりますが、同じく基礎控除38万円と、必要経費として最低65万円が認められているので、収入が103万円までであれば確定申告する必要はありません。

しかし、この103万円のラインを超えると**所得税の納税義務が発生**する場合もあり、配偶者の給与に対して認められている「配偶者控除」も受けられなくなるため、家計的には二重の負担増となるわけです。この点では、主婦のパート収入には注意を払う必要があります。

これは、扶養親族として「扶養控除」の対象になっている子どものアルバイト収入なども同じです。

● 所得税は戻ってくる？

パート収入でも、給与の月額が8万8,000円を超えていれば、給与から所得税が源泉徴収されています。ただし、最終的に1月1日から12月31日までの収入が103万円を超えていなければ、年末調整で全額戻ってきます。

もし、年の途中でパートをやめたり、仕事をかえたりして年末調整を受けていなければ、確定申告をすることで納めていた税金を取り戻すことができます。パート先をやめたり変わる時は、必ず「給与所得の源泉徴収票」をもらっておくことです（→11ページ）。

ちなみに「収入金額」とは手取りの金額ではなく、税引き前の給料と賞与の合計額です（一定金額までの交通費などは所得の対象になりません）。